

## 近代日本における論理学の移入とカント哲学

大橋 容一郎

小論の目標は、日本の明治大正期において、カント哲学や新カント学派の「論理」がどのように理解されてきたかを解明することにある。畢竟、近代哲学においては論理性への理解に応じて思想内容が受容される態度も定まり、それは現代におけるカント研究のあり方にも通じる論点だと考えるからである。その第一歩として以下では、近代日本への論理学の移入とその「論理」ないし「論理学」の理解が、カントの理性批判がもつ論理性の多義的性格の理解とどのように関わるのか、という点を主なテーマにして歴史的にふり返ってみたい。とはいえもちろん、近代日本の「論理」概念はカント哲学ないし西洋論理学のみの問題ではない。大西祝らが重視した<sup>1</sup>因明のような東洋の論理、あるいは「即非の論理」、「場所の論理」、「種の論理」など、近代日本に独自の発展を見た論理も、対抗軸やルーツとしての西洋論理学との関連を考えるべきだと思われるが、小論ではそれらに触れる暇がない<sup>2</sup>。

さて、明治期における論理学の移入とその後の展開については、すでに船山信一による博覧強記の論攷が存在する<sup>3</sup>。時代区分を重視する船山の同書によれば、近代日本の論理学研究は1893(明治26)年までの西周、清野勉、大西祝などによる純粋な論理学の移入と、それ以降の「認識論的論理学」への展開に分けられるという。たしかに、近代日本への哲学移入の重要な転回点を同じ1893(明治26)年と見なす桑木巖翼の見解<sup>4</sup>もある。明治期における論理学の展開を扱うには、そうした区分の精確さとともに、代表的な「認識論的論理学」であるカント論理学の受容を再検討することが不可避の作業になるだろう。小論はそのための準備として、まずカントの批判哲学における論理の多様性を再確認した後に、日本に移入された論理学一般の区分、そして明治前期に

---

\*小論は、2020年11月14日にオンライン学会として行われた、日本カント協会第45回の大会シンポジウム『近代日本とカント哲学』における提題、「認識論と論理学—認識の論理に関する近代日本哲学の多様性」の主要部分を、当日以降の質疑応答をも勘案して再構成したものである。なおカントの『純粋理性批判』については本文中に関連の頁付けのみを示した。

- 1 大西祝『論理学』、有斐閣書房、1893年。
- 2 明治期の論理学に関して小論で扱わなかった部分については、岩波書店『思想』に近刊の別稿を予定している。
- 3 船山信一『明治論理学史研究』、理想社、1961年。関連文献として、柴田隆行「井上円了と論理の自活」、『井上円了センター年報21号』、東洋大学井上円了記念学術センター、2012年。船山の該当部分「Ⅱ 明治後期論理学の認識論的傾向」では中島力造、北沢定吉、今福忍、淀野耀淳の論理観が分析されているが、彼らの「認識論」と「論理学」との概念区分への言及が主であり、「認識論的論理」との関係については論じられていない。
- 4 桑木巖翼「日本に於けるドイツ哲学」、独日文化協会講演、1937年、『日本哲学の黎明期』、書肆心水、2008年。

におけるカントの論理学への理解についてふり返る。いずれも精緻を欠いた事実の提示に過ぎないが、向後の議論への出発点となることを期待して、順次ごく簡潔に概観して行きたい。

## 1 カントの理性批判における「論理」の多様性

カントの三批判書は周知のように、理性の諸能力を解明し、批判的に吟味された諸原理によって諸学問を新たに基礎づけることを目指しているが、そのためにカントが必須の条件としているのが、厳密な「論理性」とそれに基づいた理性使用の適切な批判的「規準」(一般的悟性の論理学)および構成的「機関」(特殊的悟性の論理学)の存在である(B76f.)。心意識の三分法に基づいたカントの理性の諸能力は、基本的な位相に相違はあるが、人間「理性」の能力であるかぎり、その本性にはいずれも「論理学」に立脚しうるアプリオリな論理性を有している。たとえ判断力の原理のように陶冶による主観的な変動をもつものであっても、その論理的性質は経験主義や常識哲学のように帰納や蓋然的一般性に基づくものではない。実践理性や判断力論が理論的な意味での「超越論哲学」ではないにしても、理性能力の学となるためには同じく厳密な論理性が不可欠であり、総じてたんなる形式的な一般論理とは異なる広義の「超越論論理学」がなければ、カントの批判的理性の学はいずれの場面においても成立しないだろう。

とはいえ、一概に超越論論理学とはいっても、その論理性の意味は一義的ではない。たとえば、理性能力が理性的であるゆえに有する本質としての論理性と、超越論的演繹のように理性能力の性質を批判的に解明する方法論の論理性とは位相が異なるはずである。もしその両者がつねに同一のものであるなら、理性の弁証的使用に基づく誤謬や対立などはありえず、理性の使用仕方の吟味という批判哲学の営みがそもそも無意味なものになってしまうだろう。さらにまた、純粹悟性や感性など超越論的諸原理の本質的な規則性や作用仕方を決定している超越論的演繹という論証の論理も多様な性格をもっており、純粹自我や超越論的構想力の原理による心意識論の論理、超越論的統覚の総合的統一に基づく権利根拠論の論理、一般論理学の原理に基づく推論の論理など、さまざまな側面が見られる。加えて、『純粹理性批判』が学の基準や機関のための「方法論の書である」(BXXII)とカント自身が述べている点に関しては、超越論的方法論に見られるように、演繹される能力自身の論理、演繹的論証を行う際の論理に加えて、論証を行う理性の使用を吟味する訓練仕方の論理までが俎上に上げられるが、これもまた後者の意味での論理性に属することになるだろう。

後者の方法論的な意味での論理性にはまた、概念的反省(反省概念)の論理と、それを記述する論理との関係という問題も含まれている。超越論的方法論における理性の訓練の他にも、「反省概念の多義性」章における「超越論的反省概念」(B317)などに典型的に示されているように、カントは概念の論理的性質についてだけでなく、概念の使用仕方についてのメタ論理的な考察も行う。そこでは、概念使用の是非をまさにその是非が問われている概念の使用仕方によって記述し説明するという、論理的循環が生じかねない。しかしそうした場において論理的な循環を回避しつつ、概念の使用についての可否を別の仕方でも語ることができるという主張が、カント独自の「超越論的場所論」(B324)の論理に見られる自負であり、実践理性における道徳法則と自由との循環論証の批判的解決や判断力の目的論的論証とおなじく、理性使用を保証する超越論論理の要

点でもあった。カントは理論理性の領域では、感性的直観を要素とするフェノメナとヌーメナの存在性格の差異や、それらの差異を表象しうる概念の区分によってこの問題を論じたが、それは、実体と現象、存在と論理との位相差を混同しているヴォルフ学派の同一性論理を批判することこそが、そもそもカントの「超越論論理学」の眼目だったからである<sup>5</sup>。

とはいえもちろん、カントの方法がすべての論理的困難を解決できているわけではなく、誤謬推論や背反論などで形而上学的対象を語る純粹理性の(推論の)論理と、現象としての経験的対象を語る純粹悟性の超越論的(判断の)論理との異同のような問題が新たに生じることにもなる。しかし、ないしはだからこそ、カントは哲学とは言語ではなくあくまで概念に関わるものだと主張し、記述される概念の論理学と記述する論理、現代的に言うなら記述言語の論理学との位相関係については一貫して沈黙を守り、特に後者を展開しようとはしなかった。けれどもやはり、概念の本性についての論理的考察、および概念の使用仕方についての論理的考察はいずれも、そうした考察を記述する記述言語の論理の土俵上で成立していると同時に、記述している言語の論理性は前二者の考察に依存することになるという問題を無視することはできない。これに関しては、後になると妥当論理のメタ判断論<sup>6</sup>やフレーゲ以降の高階論理<sup>7</sup>など種々の方法が検討され、また記号論的にはトートロジーの論理的原理が存在や事実の原理に代わって真理の規準となっていくわけだが、カントはそうした方向を志向しなかった。概念の論理が自己循環してしまえば、概念内容を生起させ「自己保持」させることができない、というフィヒテの批判など<sup>8</sup>に目をつぶることができれば、カントの沈黙は、「示しうるものは語り得ない」<sup>9</sup>というアポリアを避けるのに賢明な方策だったと言えないこともない。

とはいえその点を除けば、カントは、言うところの「古来の哲学者たち」(B113)が有していた「誤った超越論的術語」(B114)を含む諸種の論理性に、大なたを振るって仕分けを行った。今、誤解を恐れずに概観するなら、たとえば『純粹理性批判』においてだけでも、判断論におけるカテゴリー論は、ヴォルフ派の存在論的な論理から、公理系的な一般(形式)論理を基にした可能的経験一般の条件としての超越論的論理へと改訂された。カテゴリー全体の論理的な基本条件も、存在論的な「一者真善美」の原理から「質的統一性・質的真理性・質的完全性」という論理的要件へと改変された(ibid.)。さらに思弁的認識の論理に限れば、バウムガルテンにおいて「経験的心理学」の論理であった感性論などは<sup>10</sup>、意識論による受容的下級認識能力の帰納的論理から、演繹的なカント独自のアプリアな超越論的原理の論理へと、また自発的上級認識(判断・包摂・推論)能力の論理も、統覚の意識論を含む構成的な超越論論理へとそれぞれ書き換えられた。その一方で、「合理的心理学」の論理であった形而上的自我(魂)論などの演繹的論理は、これまた広義の超越論

5 「反省概念の多義性」の諸解釈の一例として、佐藤慶太「超越論的反省とは何か」、『近世哲学研究12』、京大西洋近世哲学史懇話会、2006年。藤本忠「超越論的反省の理論」、『龍谷大學論集468号』、龍谷学会、2006年。

6 E.Lask, *Die Lehre vom Urteil*, 1912.

7 G. Frege, *Begriffsschrift*, 1879,

8 Dieter Henrich, *Fichtes ursprüngliche Einsicht*, 1967.

9 Wittgenstein, *TLP.*, 4-1211f. 牛尾光一訳、G.H.フォン・ヴリグト『論理分析哲学』、講談社学術文庫、2000年、G.H.von Wright, *Logik, Filosofi och Språk*, 1975.

10 Alexander Gottlieb Baumgarten, *Metaphysica / Metaphysik*, 1739/66, (2011).

性に基づいてはいるが、意識論ではなくもっぱら権利問題としての超越論論理の統整的な問題圏へと移し替えられた上で、仮象の論理であることを前提とした「推論の論理」として論じられる。経験論と合理論との統合というカントに対する世評は、これらの論理的観点から見れば間違いだとは言えず、カントは経験的心理学の帰納的論理も合理的心理学の演繹的論理も、まとめて独自の超越論的論理に統合しようとしたのだと言えるだろう。

しかし以上のように、相反する従前のさまざまな論理性格を独自の論理性によって一貫処理しようとしたために、カントの「超越論論理」という概念は、論理としての一義性自体が曖昧なものになってしまったことは否み難い。『純粹理性批判』の中で言うなら、分析論における超越論と弁証論における超越論との概念の異同の不分明や、「超越論的述語」や「超越論的反省概念」の論理的性質に超越論論理学上での明確な配置がなされていないことなどは、その典型的な例であるように思われる。この問題についてこれ以上立ち入ることは控えるが、ではそもそもカント哲学が日本へ移入され受容されて以来、上述してきたような論理性の問題はどのように扱われてきたのだろうか。それを知るためには、カントの論理の移入以前に、まず「論理学」という学そのものの移入の実態を見て行く必要がある。

## 2 近代日本における論理学の移入

19世紀の中盤、幕末の日本が目に向けた当時のヨーロッパでは、ロマン主義や理念的統一の時代がすでに終わり、個別化と自由競争、機械化された合理的産業技術の時代に入っていた。論理学もそれまでの形而上的理念や存在の論理、理性の論理、理念的な統一論理ではなく、個別科学の方法論や機械論的合理性に適應しうるのが求められていた。こうした時代に開国した近代日本では「論理」も、それまでの儒家の言、あるいは徳論の基礎としての教育原理<sup>11</sup>という意味だけでは済まず、流入してくる欧米の近代的な諸科学や技術の基礎論という新しい意味を与えられることになる。こうした役割に応じて、日本人による西洋論理学の刊行書籍も明治前期からかなりの数に上り<sup>12</sup>、1880(明治13)年からの、「論理学(ならびに心理学<sup>13</sup>)の原理は凡百の学術研究のために最も緊要の関係を有するをもって、法理文学部ともにその第一年において各自専修の科目」とする、という帝国大学の方針<sup>14</sup>にもそのことが見てとれる。

近代日本にそうした西洋論理学を本格的に導入する機縁となった人物は、やはり西周である。西は『学原新則』、『学原新範』などの稿本で五つの原理的な学(論理学、心理学、倫理学、法学、

11 明治中期までの「論理」関連の一般書籍には、一例をあげれば多田房之輔編『小学教員必携』、牧野善兵衛出版、1885年、林惟純訳、リンコロシ・フェルプス『女子教草』、佐藤俊平出版、1779年、細川潤次郎訳、プーヴィエール『法律格言』、律書房、1778年、のような名称が多い。今井恒郎訳、ドルバル『応用論理学』、博聞社、1887年。

12 朱京偉「明治初期以降の哲学と論理学の新出語」、『日本語科学18』、国立国語研究所、2005年。

13 心理学は明治13年のみ。なお明治26年制定の講座制の導入で、哲学第二講座として、西周の五原の学問分類にもあった「心理学・倫理学・論理学」が設置されるが、詳細は以下を参照。大橋容一郎「心理学的認識論と哲学的認識論」、岩波書店『思想1106号』、2016年。

14 『東京大学法文理工学部一覽』、東京大学、1880(明治13)年、なお翌年以降「心理学」は外され、論理学だけが大学一年次生の必修科目となった。

政治経済学)を区分し、それを「五原」(学原・性原・教原・政原・治原)と称した<sup>15</sup>。中でも「学原」である論理規則を扱う同稿本において、西は論理を「ロジック」、「致知」など複数の名称で呼んでおり、最終的に刊行された1874(明治7)年の『致知啓蒙』でも、外物の規則である格物(物理)に対して、致知(論理)は認識の規則、「知ることを致す則」とされている。1880年以降になると、西の1884(明治17)年『論理新説』を含めて、船山も指摘するように「致知」ではなく「論理」の語が一般的になるが、井上哲次郎の1881(明治14)年『哲学字彙』初版では、Logicは「論法」、Epistemology(認識論)が「致知学」と邦訳されており、認識論と論理学との不分離ないし同一視も見られる。なお西周自身は1884(明治17)年の東京学士会院での演説「論理新説」で、「観門(理論的認識)の論理学」から新たに「行門(実践)の論理学」を主張するに至った。

それでは、当時とりわけ日本に影響を与えたヨーロッパの論理学者はどのような顔ぶれだったのか。西周の『致知啓蒙』にはサー・ウィリアム・ハミルトン<sup>16</sup>、J.S. ミル<sup>17</sup>。1880(明治13)年からの『東京大学法文理工三学部一覽』には、ジェヴォンズ(ゼボン)<sup>18</sup>、ペイン<sup>19</sup>、エヴェレット<sup>20</sup>(なお哲学の4年次になると、カント『純粹理性批判』、ヘーゲル『論理学』等も教科書とされる)。菊池大麓の1882(明治15)年『論理畧(略)説』<sup>21</sup>にはジェヴォンズ、ミル、ペイン他。坪井九馬三の1883(明治16)年『論理学講義 演繹法帰納法』にはペイン、ミル、ハミルトン、ジェヴォンズのように、ほぼ固定した名が見られる。参照する文献が変わってくるのはこの頃以降のことであり、後に述べる清野勉の1883(明治16)年『致知哲学緒論』にはド・モルガン<sup>22</sup>、ブール<sup>23</sup>、坪井の『論理学講義』の1886(明治19)年改訂版などにもジェヴォンズに加えて、ケインズ<sup>24</sup>、ベン(ヴェン)<sup>25</sup>や、ブール、

15 西周「学原稿本」、「五原新範」、「致知啓蒙」1874年、「論理新説」1884年、『西周全集第1巻』、宗高書房、1966年。

16 Sir William Hamilton, *Lectures on Logic*, 1859.

17 J.S. Mill, *A System of Logic, Ratiocinative and Inductive*, 1843. 西がライデン大学留学時にその思想を学んだC.オプゾーメルは、オランダの代表的な神学者であると同時に、自然科学や道徳科学、法論などに関しては論理性を重視した実証主義、功利主義の立場にも立っていた。大橋容一郎「純正哲学」としての形而上学」、岩波書店『思想1111号』、2016年。

18 William Stanley Jevons, *Pure Logic or the Logic of Quality apart from Quantity*. 1864. *Science Primers: Logic*, 1876. などがある。

19 T.S. Baynes, *An essay on the new analytic of logical forms, being that which gained the prize proposed by Sir William Hamilton, in the year 1846, for the best exposition of the new doctrine propounded in his lectures; with an historical appendix*, 1850

20 C.C. Everett, *The Science of Thought: A System of Logic*, 1869. エヴェレットは米国の宗教哲学者であり、ユニテリアン教会の牧師、ハーバード大神学部長を務めた。ベルリン大学に学びフィヒテの知識学の研究などもある。思考を実在的な実体を考察するものとし、そのための論理を重視して、青年向けの倫理学や論理学の啓蒙的著作でも知られたが、本稿では省略する。

21 菊池大麓は幕末から明治初期にかけて英国に留学した数学者であり、ケンブリッジ大で論理学をも学んだが、当時のケンブリッジでの論理学の内容はマンセル、ハミルトン、トムソン、ミルなどで、ブールやド・モルガンらの数理論理の講義はなかった。菊池大麓『論理畧(略)説』、同盟舎、1882年はジェヴォンズに基づく形式論理の教科書であり、数理論理には触れられていない。吉田勝彦「菊池大麓における理学と論理(1)」、『数学史研究65号』、日本数学史学会、1975年。

22 Augustus De Morgan, *Formal Logic or The Calculus of Inference, Necessary and Probable*, 1847.

23 George Boole, *An Investigation of the Laws of Thought, on which are founded the Mathematical Theories of Logic and Probabilities*, 1854.

ド・モルガン、ユーバーヴェク<sup>26</sup>、三宅雄二郎(雪嶺)『論理学』1889(明治22)年でもユーバーヴェク、プール等の名が見られるようになる。では、初期に名を挙げられたハミルトン、ミル、ペイン、ジェヴォンズ、そしてその後に加えられたプールやド・モルガンの論理学とは、それぞれどのような特徴をもつものだったのか。

J.S. ミルの論理学『論理の体系、帰納と演繹』は1843年に刊行された。ハミルトンの後に世に出た画期的なものであり、演繹ではなく経験からの帰納の論理による学問論を肯定した新しい致知学である、と西周が評価している。ミルの論理学は周知のように帰納論理学の代表的著作であり、一致法や差異法など、経験からの一般化の五区分を「ミルの方法」として示している。対するハミルトンの『論理学講義』は1830年代からの講義をまとめたものではあるが、その刊行はミルより遅い1859年である。西の中での順序の逆転は、以下に述べるように論理の主観性を唱える旧説のハミルトンに対して、実証的なミルの論理学を新説と見ているからであろう。たしかにミルの、経験的な諸事実の帰納的なとりまとめから因果的に導出される論理は、ラッセルの批判的見解が示すように、アプリアリな方法に対して実験的な方法を弁明する(plea)ためのものだった<sup>27</sup>。

他方でハミルトンの論理学について、西はそれがミルに先だつ最近の新しい諸論理を統合したものであり、従来の論弁術で規則がばらばらになっていた論理を、合理的にまとめて「思考の法則の科学としての論理」を確立した、と述べている。ハミルトンはスコットランド学派に属し、トマス・リードの影響を受けつつエディンバラ大学でカントを講じた。知覚による対象の直接知を認めつつ、カントと同様に、認識は対象の表象を通してなされ、感覚によって外的対象が変容すると見なす。したがって変容を生じる外的条件は必然性をもつには至らないのであり、思考の必然性は客体ではなく、精神内部の主観的なものから与えられるのでなければならない。主観的思考のアプリアリで必然的な形式が論理であり、論理学は、精神哲学の中でも最重要部分をなす思考の法則(必然的形式)の学なのである。このように、認識主体のもつ思考の必然的形式というハミルトンの論理観は、本質的にはカントやリード以来の主観主義的認識論に由来するものである。

だが同時に、論理学は精神哲学の中でも感情(心理学)や意志(倫理学)の領域を除去した、純粋な部分に関わるものであるとも言われており、この点ではハミルトンの論理学は、精神の純粹形式の論理という形式主義的な性格をもつことになる。この後者の意味において、ハミルトンは論理の法則を純粹な形式科学とし、対象の事実に関わる意味での思考の法則とは区別した。思考の法則が暗黙的に捉えている対象の存在や事実を、判断や相互関係の明示的な形式として示しているのが論理の法則であって、両者は同一の精神の働きの表裏としては一致しているが、論理は事実を発見または保証する手段としては使用できず、また精神の働き方に応じて論理には帰納や演繹など複数のあり方が可能であるとした。賓辞に量化を導入するという彼の形式論理上の改訂などは、このように事実問題から分離可能な形式という論理観に基づいていると見なされよう。

しかしながら、カント主義的な立場からすれば、超越論論理とは認識の事実性の成立条件とし

24 John Neville Keynes, *Studies and Exercises in formal Logic*, 1884.

25 John Venn, *Symbolic Logic*, 1881.

26 Friedrich Überweg, *System der Logik und Geschichte der logischen Lehren*, 1857. その歴史的意義については以下を参照。W.Windelband, *Logik*, 1904.

27 B.Russell, *John Stuart Mill*, 1955.

てその必然性や客観性が演繹的に見出されるものであり、認識の論理を認識の事実から分離することはできない。カントの理論哲学において純粹悟性の論理規則は、その適用においては感性的直観との関係で適用が制限されるが、適用の可否とは別に判断の基本方式自体は、その論理的の規準が一者真善美ではなく超越論的述語に変更されても、統覚の総合的統一の下でアプリアリに定まっており、その意味で認識システムから論理システムを切り離すことはできない。したがって、ハミルトンのように判断の主辞だけでなく賓辞にも勝手に量子子を導入してカテゴリーの種類を変更するなどという改変は、カントの脳裏には思い浮かばなかったことだろう。けれどもハミルトンの論理、ないしは西周のハミルトン評価の強調点は、カントのように一体化して組み付けられた認識＝論理システムではなく、もっぱら知識の内実から分離して扱うことができる統合的な思考の純粹形式というあり方であったようである。

また、ケインズによってハミルトンの理論の権威と呼ばれたトマス・スペンサー・ベインは、中島力造の『晩近の倫理学書』<sup>28</sup>で取り上げられたヘンリー・ロングヴィル・マンセルと同じく、ハミルトンの高弟だった。マンセルはハミルトンのカント講義の代講者であり、ベインはハミルトン論理学の解説者であるとともに、ポール・ロワイヤル論理学の英訳者(1851年)でもあった。明治初期の日本でしばしばその参照に言及されるベインの『論理学』の内容は、実際は1845-46年に行われたハミルトンの講義録であり、賓辞量化論に基づいた論理形式の分析部分が大きく扱われているものである。ここでも思考の純粹形式としての論理は、思考の必然的形式でありつつ、科学の論理という点では単体として取り扱えるように思われ、結果的には個別科学のシステムに組み込みうる道具的存在のように見られうることになる。

さらに、明治初期にしばしばゼボンと表記され、1879(明治12)年に戸田欽堂訳『論事矩』、1883(明治16)年には添田壽一訳『論理新編』として複数の邦訳も出ている<sup>29</sup>ウィリアム・スタンレー・ジェヴォンズは、限界効用説や太陽黒点説で著名な新古典派の経済学者である。ド・モルガンに師事し、ブールやド・モルガンの影響を受けた論理を説く彼の論理学入門書は、20世紀初頭まで英国の論理学の基本文献でもあった。ジェヴォンズは、科学の論理としてはミルのような単純帰納主義を批判し、帰納的科学論の成立には実験観察的な知覚の事実に基づいた予備観察、仮説の作成、演繹的推論、検証という四段階が必要だと主張する。彼の論理学は、論理の純粹な形式性や数学的演繹性のみを強く主張するものではないが、論理形式の帰納的な生成ではなく演繹的な論理生成を主張している点では、ミルとは異なっており、また科学基礎論としての論理を平易に説いている点では、ハミルトンなどに一致している。後者の主観主義的な科学論の論理に対して、ジェヴォンズは、「推論をもって天然の法理を定断する(戸田訳)」、すなわち自然のあり方についての法則的判断が論理であるという、客観主義的な科学論の論理という立場を取ってはいたが、仮説演繹的推論という意味では、やはり同様に論理の被操作可能性を認めていたと言えるだろう。

改めて19世紀後半におけるヨーロッパでの個別諸科学の発達という観点から見れば、ハミルトンの相対論的な論理形成やジェヴォンズの仮説演繹的な論理形成は、19世紀前半のドイツ観念論における絶対者の論理やコスモス理論<sup>30</sup>のように統一的で絶対的な時代の論理とはすでに異なり、

28 中島力造『晩近の倫理学書』、富山房、1896年。同書にはコウルリッジ等と並んでハミルトンのカント理解が批判的に紹介されている。

29 Jevons, *Science Primers: Logic*. 戸田欽堂訳、ゼボン『論事矩』、聚星館、1879年

30 Alexander von Humboldt, *Kosmos. Entwurf einer physischen Weltbeschreibung*, 1845-62.

論理の規則の厳密性やアプリアリ性のある程度緩めながら、諸科学に向けて応用的な拡張を可能にしたものだったとも言えるだろう。だがその一方で、帰納的な経験科学に対しては、個別的な事実に対してはアプリアリとも言うような論理法則性が基礎論として先行する、純粹論理の形式主義を認めていたとも言える。これに対して諸科学の個別的事実を論理法則の定立に先行させ、論理性の発見的性格を強調したいという立場に立てば、西周の言うように、むしろミルの帰納主義論理の方が、より実証的かつ応用的な「新しい致知学」だと評価する見方にも一理はあると考えられる。

さてしかし、19世紀後半における英国の論理学は、こうした科学方法論や精神の純粹法則という方向性のみを示していたわけではなかった。思考の純粹形式という論理観は、その純粹性と形式性を徹底すれば、精神において意志や感情から分離されるというだけにとどまらず、論理学が精神自身からも分離されて、それ自身が独立した完全に形式規則的な科学となっていくという可能性をも示している。19世紀英国では個別科学や精神の論理学と並んで、ブール代数のジョージ・ブールやド・モルガン、またベン図のジョン・ベンなどの数学者たちが、代数学、集合論、確率論などに基づいた論理演算としての数理論理を考案しており、それが後のフレーゲの命題論理の先駆的役割を果たした。たとえばブールの論理は、ブール代数によって演算される純粹に演繹的で計算的な命題論理であり、19世紀当時には個別科学やその対象の事実などとは関わりのない、代数学のひとつの系であったが、二值的に決定されるその論理演算がリレー回路の装置に適用できることがわかり、20世紀中盤以降はコンピュータの演算装置に不可欠なものとなっている。

先のジェヴォンズの『純粹論理学』は、その「純粹」部分にブールの影響を受けてはいたが、他方で「量とは別の質の論理学」という副題をもっており、三段論法の形式論理による類推論と並んで「類似物の代用」などの、蓋然的推論による個別からの一般化としての論理性も重視していた。そうした論理形成を重視する点では、ミル、ハミルトン、ジェヴォンズらはいずれも、先駆的な数理論理学からの影響を受けつつ、独自の科学論的で質的な「純粹論理」を提唱していたのだとも言えるだろう。とはいえ、20世紀になるとそうした論理観は、ラッセルのような数理論理学者からは、「ミルは1854年に出版されたブールの『思考の法則』に始まる演繹論理の広大な驚くべき発展を予見できず、かなり後になってからその重要性がわかったのである<sup>31)</sup>」と、大同小異の時代遅れのものと思なされるようになった。

明治期におけるブールらの数理論理の日本移入に関しては、小論の扱う範囲を超えてしまうため紹介のみに留めるが、管見では先述したように、哲学館で論理学を講じた清野勉が1883(明治16)年の『格致哲学諸論』において、帰納論理と演繹論理の対立構造を論じる中で、ド・モルガンとブールを参照文献に挙げているのが最初期の一例であろう。さらに坪井九馬三の『論理学講義』は、1886(明治19)年の改訂版になって初めてケインズ、ブール、ベン(ヴェン)などの名を挙げるだけでなく、彼らの論理は「代数の符號(記符)方法によって解明する論理であり、尋常論理の浅近単純なものとは異なり今後は重要になる」として、新たに一章を付加して解説している。翌1887(明治20)年の平沼淑郎訳、リンドセー『論理史評』<sup>32)</sup>では、19世紀英国の論理学をカントに連

31 Russel, *ibid.*

32 同書は、ユーパーヴェクスの英訳書に付加したリンドセー自身の補説の邦訳である。Thomas M. Lindsay (tr. with Notes and Appendices), *System of Logic and History of Logical Doctrines*, By. Dr. Friedrich Ueberweg, *System der Logik und Geschichte der logischen Lehren*, 1871.

なるハミルトン、マンセル、トムソンの正式論理(形式論理)と、ヒュームに連なるミル、ペインの帰納論理の二派に区分し、前者はさらにハミルトン等の「賓位分量観」(賓辞量化)をへてブールの数理論法の「原素」となったとしている。この『論理史評』は、ユーバーヴェクに関する平沼の共同研究者・監修者でもあった三宅雄二郎の1889(明治22)年の『論理学』に並列するものであり、船山が詳述しているように<sup>33</sup>、1900(明治33)年の元良勇次郎「思想の発達と形式論理の関係」における記号論理史にまで流れが及んでいる。

しかしながら、数理論理としての純粋論理学はむしろ数学史の中に位置づけられ、元良以降は半世紀近くにわたって哲学的に研究されることはなく<sup>34</sup>、およそ哲学思想や科学基礎論として明治大正期に力を奮うこともなかった。元良のようにハミルトンやジェヴォンズを記号論理の発展という観点から重視する者もあるが、論理記述のたんなる記号化と真理値や量化の数学化とは本質的に意味が異なる。また、ハミルトンらの論理学書はしばしば「純粋論理」と題されているが、それはあくまで論理学が諸科学の事実からの帰納に従属していないという意味であって、哲学から独立したブール等の純粋な数理論理とは位相が大きく異なっている。彼らによる科学的認識の基礎的な方法論という論理観は、精神哲学の領域には関わらないブールやド・モルガンに比べれば、多分に認識論的な側面をもっているのである。

このように視野を拡大すると見えてくるように、1880年代までの近代日本に移入されていた英国の論理学の主流は、たしかに科学的認識の基礎としての純粋論理学であったが、ミルのような帰納主義ばかりでなく、精神哲学の一部であり経験科学の基礎論ともなる思考の必然的形式としての論理という、カントの純粋悟性概念のような超越論的性格をもつ論理観も含まれていた。その点では船山の見解<sup>35</sup>が、形而上学や認識論などの哲学から独立していた形式論理学が明治期の当初に移入され、後に哲学的な認識論的論理学が志向されたという意味であれば、一概には首肯しがたい。むしろ正確には、移入された論理学の多くは形而上学や認識論などの哲学や諸科学から独立しているとは言えず、カントなどの歴史的影響下にあるものも多かった。だが、それを受容した近代日本の側がさまざまな歴史的事情やそれによる論理性的な根本的な相違を考慮せず、論理学をもつば経験科学の純粋な形式的部分と見なし、哲学的世界観から独立した思考の規則として受け取ったのだと理解すべきではないか。さらにまた、1887(明治20)年頃までの日本における西洋論理学の移入は、ユーバーヴェクの英訳書などを除けばほぼすべてが英米圏の論理学であり、ミル、ジェヴォンズやケインズなどをはじめとして、しばしば経験的な社会科学にも深く関わっていた。その意味では、西周に始まる明治前期の論理学の日本移入は、他の学問分野の知識と同様に、実用的な個別諸科学の基礎論であり計算道具という意味合いで受け取られがちだったと思われる。

英語圏の論理学を受容した際のこのような方向性に対して、先の桑木巖翼の回顧によれば、ドイツ語圏の哲学が日本で本格的に研究されるようになったのは、1893(明治26)年前後、帝大で講座制が敷かれた頃からとされる。この年からは井上哲次郎や元良勇次郎に加えて、ルートヴィヒ・ブッセに代わるケーベルや中島力造も、哲学および美学の講座主任となってドイツ語圏の哲

33 船山、前掲書。

34 船山、前掲書。

35 船山、前掲書。

36 『哲学雑誌104号』、哲學會、1895年。

学、心理学、倫理学、美学などを教えはじめた。それに従って、ウィルヘルム・ヴントに代表されるドイツの心理主義的な論理学、ロツツェ等の精神形而上学の論理などが日本に移入され、また1895(明治28)年には帝大でカントの三批判書の講義が同時に開講されるという、「カント学年」<sup>36</sup>が生じたことも知られている。その後、1900年代に入ると、意味性や実践性などまでを含む、新カント学派の論理主義が移入されることになった。ここに至って論理学は、たんに精神哲学の内にある論理性的の部分だけでなく、心理学や形而上学的分野を排除しない、統合的な心意識に基づいた「哲学の論理学」<sup>37</sup>としても受け取られるようになる。

### 3 論理学と明治前期のカント理解

哲学史的に見れば、18世紀後半のカント以降に展開されたドイツ系の論理は、19世紀前半のヨーロッパにおいて、英国系の思弁哲学や論理学に影響を与えることになった。これに対して近代日本では、思想移入の歴史的順序が反転しており、1887(明治20)年頃までの日本にまず移入された西洋論理学は、ほぼ19世紀中盤からの英米圏のものだった。先に示したように哲学・科学・論理学の関係に地平の不整合が見られるのも、この時系列の反転が明治期の日本の哲学に与えた影響のひとつと言えるだろう。一般に明治前期の日本の哲学は功利主義や実証主義の社会思想が中心であり、その後に認識論などの理論哲学が隆盛になると言われるが、哲学思想の移入の順序によって論理学の捉えられ方が変わってきたのか、あるいは論理学の移入の時期とその内容によって哲学思想の流行が変化したのかは興味深い問題である。

ところでそれでは明治10年代まで、日本ではドイツを代表するカント固有の超越論論理は論理学としてまったく知られていなかったのかと言えば、そうとばかりは言えない事実がある<sup>38</sup>。1896(明治29)年に『韓図純理批判解説』を著した清野勉は、先述した1883(明治16)年の『格致哲学緒論』で、すでにカントに言及している。さらに有賀長雄訳『近世哲学』1884(明治17)年<sup>39</sup>や竹越與三郎『独逸哲学英華』1884(明治17)年<sup>40</sup>などにも、『純粹理性批判』の論理についてのまとまった論述が見られるからである。これらの内、清野の『格致哲学緒論』は基本的にジェヴォンズとベインの論理学に基づいた論理学書であり、その他に参考としているのもほぼすべて英国の論理学だが、形式論理の解説書ではなく、さまざまな知識の論理性格を分類した解説書である。その「第五章 先天知識、後天知識、先験知識、後験知識」では、カントが知識をその論理的性質に従って分

37 E. Lask, *Die Logik der Philosophie und die Kategorienlehre*, 1911.

38 飯田賢一、「明治初期啓蒙的哲学思想の展開と変容」、『参考書誌研究(4)』、国立国会図書館、1972年。

39 ボーウェンは米国の宗教哲学者。同書はFrancis Bowen, *Modern Philosophy from Descartes to Schopenhauer and Hartmann*, 1877. の邦訳であるが、小論の筆者は「超絶論理学」から始まる有賀訳の第四巻以降の訳文を管見していないため、訳書についての論評は控える。なおボーウェンはハミルトンの形而上学や論理学に関する著書もあり、ハーバード大で英国の形而上学、倫理学思想を講じた。

40 ハイน์リヒ・モリス・チャリボースはドイツの哲学者、哲学史家。ヘーゲル学派に数えられるが、極端な観念論、實在論の双方に反対し、それらの一致を求めた。同書は、Heinrich Moritz Chalybäus, *Historische entwicklung der speculativen philosophie von Kant bis Hegel*, 1848. の英訳書であるA. Edelsheim(tr.), *Historical development of speculative philosophy, from Kant to Hegel*, 1865. に基づいているが、訳書の冒頭にハミルトンによる推薦紹介文が掲載されている。

類したことが述べられている。さらに、先天知識には生得的知の意味と経験的事実に先だって知を前告(先決定)する先験知識の意味があるとして、アプリアリ性と超越論性の論理的区別も一応はなされている。

しかしその一方で清野は、同書のおなじ箇所、綱から目に降りる知識が先験知識であり、目から綱に上るのが後験知識であるとして、ジェヴォンズの仮説演繹的な論理構成に類する相対主義的な見解を示す。また、経験のみによって獲得できない先天的知の獲得の生当性は、進化説によって説明できるものだとも述べている。これらの主張はカントの見解からはだいぶ隔たっており、アプリアリ・アポステリオリを種類関係で規定する進化論的認識論の先天性や先験性の理解に近い。さらに清野は実証的な経験的事実の實在論と進化論に立って、論理学を科学的知識の学、科学論と見なし、やがて1889(明治22)年に刊行した『帰納法論理学』で、ミルに従った帰納主義的論理の主唱者としても知られるようになった<sup>41</sup>。

これに対して、フランシス・ボーウエンの邦訳である有賀の『近世哲学』はカント哲学を五章にわたって扱っている。そこでは哲学と心理学と論理学の関係から説き起こし、純粹思想の理法としての論理学の位置づけを形而上学や認識論との関係で語った上で、『純理評究(純粹理性批判)』について、超絶感覚学(超越論的感性論)・超絶論理学(超越論論理学)・超絶敏辨法(超越論的弁証論)の順に解説がなされている。ボーウエンはその超絶論理学の章で、カントの超越論論理学がさまざまな見解の混乱した複合体であることを認めながらも、トレンデレンブルク=フィッシャー論争<sup>42</sup>を牽きつつ、實在論的な前者ではなく構成主義的なフィッシャーに賛同する議論を展開している。「論理学」の性質については、もっぱら超越論的弁証論の章で論じており、カントの論理学は経験的な思考を超える新たなプロセスを作り出すものではなく、すでに行っている悟性能力の使用の適正さとその規則を吟味する「分析論」に限定して認められるという、批判的規準の性格を重視する立場を示している。

また、ハインリヒ・モリス・チャリボース(チャリバス)の原著などに基づいた竹越の『独逸哲学英華』も、その記述のほぼ半分をカントに充てている。彼によれば、悟性認識の理法としての「論理学」の適用は「顯象(現象)」における普遍必然的な認識判断の範囲にとどまり、超絶(超越的)の「道理」には真偽の論証としては対応できない。超絶の道理に悟性の理法を使えば超絶論理敏辨論法(超越論的弁証論)の背反論などを生じるため、カントはその両立の困難の解消を「判断力」論による一致に求めた、とする。カント自身は分析論の判断論理と弁証論の推論論理との位相差については明言していないのだが、本書の記述では、弁証論の議論は内容的には悟性の範囲を超越するが、そこで使用されている各論法は悟性の論理であり、対象と論理との不整合のために背反論などを招くと考えられているようである。

竹越と高野の原書となったのはいずれも、19世紀後半に近代ドイツの思弁哲学や形而上学を英語圏の読者に紹介するためのものであり、それらの論理の原泉となったカントの超越論論理学について説明されていた。ドイツの哲学思想史は19世紀末になると新カント学派によるものが主流となるが、これらの原著はそれ以前の時期にあたり、原著者がカント主義に立っているわけでは

41 清野の論理学観については、船山、前掲書。また針生清人「明治の論理学(2) - 清野勉の論理思想」、『白山哲学20号』、東洋大学哲学会、1986年。

42 H. Vaihinger, *Kommentar zu Kants Kritik der reinen Vernunft*, 1922.

ない。むしろパークリやロックの立場に近く、形而上学と経験主義の一致を重視するポーウェンなどは、実証的なミルだけでなくカントの形而上学批判にも反対の立場を取る。そのためか、『純粹理性批判』の内容の説明については、どちらの書も必要以上の読み込みを避けた、客観的な手堅い解説となっている。カントの論理学を、経験的帰納や独断的形而上学を忌避しつつ、与えられた現象の範囲内で客観性と必然性をもって法則性を追求する理性の作用と見なすという、一般的な理解と言ってもよい。ちなみに10年以上後に著された清野の『韓図純理批判解説』における、「卓絶論理学緒言(超越論的論理学の構想)」(B74-88)部分の解説も同様に逐語的解説であり、基本的に一般的理解の立場を超えてはいない。竹越は理論理性の域にとどまることなく、神ならざる人の独断の「非望」を除きつつ判断力において神に対するのと同様な「希望」をもちうる、というカントの思想を賞賛する広い視点を示しているが、これも三批判書全体から見れば特異な理解ではないと思われる。

カントの論理学以前に知られていた英国の、科学論としての論理や思考の必然的形式としての論理については、さまざまな哲学的立場のちがいはあるものの、論理性をどのようなものとするかについて、ある程度の前提理解があったように思われる。清野は『致知哲学緒論』の最終章「格致哲学の訓釈およびこの学の限界」で、知識の論理性格についての批判的吟味を行っている。しかし同時期に移入されたカントの論理学については、その論理性をどのようなものと見ていたかという意識は見えてこない。明治前期にようやく知られるようになったカント論理学の理解に、小論の冒頭で示したような、カントの論理の多義性への論究と解決を求めることはそもそも時期尚早かもしれない。それではカント哲学の論理性に関して批判的吟味が行われ、その哲学が文字どおり「理性批判」として自覚的に受容されるようになったのはいつのことなのか。あるいは極論すれば現代においても、われわれはカントの論理学の論理性について、十分に広い目配りの下で批判的吟味を行っているのか、などの問題意識は再度吟味されるべきであるようにも思われる。

同様に、小論でもたとえば帰納論理へと向かう清野の方向性がカント理解を逸脱しているかのように論じたが、そこにも、あたかもカントの論理学が何らかの正統性をもっているかのような別の違和感がつきまとう。先に述べたように、明治前期の近代日本に移入された論理観は、主観主義と客観主義とを問わず科学的思考のもつ必然性というものであり、それを洗練させた形式で示して応用に供することが論理学研究の役割だった。この点ではカントの論理学も、科学的思考のもつ必然性を構成し、それを権利根拠を有するカテゴリー形式として示している点では、それらと同じことだとも言える。しかしもしそうであるなら、すでにカント以来の論理を前提しそこから独自に発達してきた仮説的論理や進化論的論理、数理論理などが存在している場に、ほぼ同時に登場してきたカントの論理については、それが近代日本において諸論理のプロトタイプのひとつであるという名誉称号を超えた、どのような実質的優位性と積極的意義を示すことができたのだろうか、という観点から見直すことが公平な立場だとも言えるだろう。そしてそれはまた、近代思想史にとどまるだけの問題ではなく、カントの論理学がもつ優位性と意義をどのように考えているのかという論点を、現代のカント研究者に向けても問うていることになるだろう。